

東員町地域公共交通網形成計画の策定方針(案)

1. 地域公共交通網形成計画策定の必要性と役割

(1) これまでの経緯と必要性

●東員町では、「地域公共交通活性化再生法（以下、「活性化再生法）」に基づき、平成25年6月に「東員町地域公共交通総合連携計画」（以下「連携計画」）を策定。この計画に基づいて現行のオレンジバスのネットワークを再編した。



●平成25年12月に「交通政策基本法」（以下、「基本法」）が公布・施行
 ●平成26年11月20日 **活性化再生法の改正**
 「基本法」の基本方針に基づき、地方公共団体が交通事業者など地域の関係者と連携しつつ、マスタープランとなる法定計画として「地域公共交通網形成計画」（以下「網形成計画」）を策定することが可能となった。この結果、**連携計画は、任意の計画**となった。



●東員町の連携計画は、**計画期間が平成25年度～平成32年度であり、来年度に終了。**
 ●このため、**来年度中に網形成計画を作成し、今後の東員町の公共交通の姿を明確にする必要がある。**

(2) 計画の役割

- 網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにする「マスタープラン」（ビジョン+事業体系を記載するもの）の役割を果たすもの。
- まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。

【網形成計画において留意すべき事項】

- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
- ④住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤広域性の確保
- ⑥具体的で可能な限り数値化した目標

2. 東員町地域公共交通網形成計画の策定に向けた基本的な考え方

(1) 現行の連携計画との関連性

○網形成計画は、現行の連携計画の評価と課題を踏まえて策定する。

(2) 公共交通の主な対象者

○高校生等の通学、高齢者の買物・通院等のいわゆる交通弱者を主な対象とする。

3. 計画の内容(案)

(1) 基礎調査

①人口の推移と予測、施設分布、通勤・通学流動など、移動の要因となる現状を把握

②公共交通の利用実態（利用者数の推移など）

③上位関連計画の整理

(2) 実態調査

例)

①住民アンケート調査

・東員町民が対象。主な対象である15歳～22歳（高校生、大学生）、65歳以上の高齢者に限定することも今後検討していく。

・移動の実態（目的、行先、交通手段）、公共交通の利用意向などを把握。

②バス利用者アンケート調査（利用者ODを含む）

・オレンジバス、路線バス利用者を対象。

・調査員が乗車してアンケート票を配布・郵送回収または対面ヒアリング。

・バス利用の実態（乗降バス停、鉄道との乗り継ぎの有無等）、バスサービスの評価、改善要望などを把握。

③関係者ヒアリング（町内の団体、交通事業者等）

④パーソントリップ調査

(3) 現行の連携計画の評価

①連携計画の目標、事業の達成状況の評価

②残された課題の整理

(4) 地域公共交通に関する課題の整理

(5) 網形成計画の策定

①計画の理念と基本方針

②計画の目標と目標指標

③ネットワークの形成方針

④目標を達成するための事業

⑤計画の評価方法

3. 東員町地域公共交通網形成計画策定のスケジュール

月	地域公共交通会議	事務局
12月	第3回地域公共交通会議の開催	○連携計画の評価、課題検討 ○実態調査の方法について検討
1月		
2月		○令和2年度予算の検討
3月	第4回地域公共交通会議の開催	○コンサルタント会社選定 (実態調査) ○計画の骨子の検討
4月		
5月		
6月	令和2年度 第1回地域公共交通会議	
7月		
8月		○各種調査・分析実施 ○主要な施策・事業の検討
9月	第2回地域公共交通会議の開催	
10月		○各種調査・分析実施 ○施策・事業の検討 ○計画(案)の作成
11月		
12月	第3回地域公共交通会議の開催	
1月		○計画(案)の作成 ○パブリックコメントの実施、 結果の反映
2月	第4回地域公共交通会議の開催	
3月		○計画の決定 ○国への送付

4. 計画策定に関する国の補助金

【地域公共交通調査事業（計画策定事業）】（国土交通省）

地域公共交通調査事業（計画策定事業）

- 補助対象者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）、多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体
地域公共交通網形成計画等
- 補助対象経費：地域の公共交通の確保維持改善に係る計画（地域公共交通再編実施計画を除く。）の策定に必要な経費
 （地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）
- 補助率：1/2（平成29年度見直し）